

# 少年法等改正案について

## 1. スケジュール

16年9月8日 法務大臣が法制審議会に対し、少年法等改正案要綱（骨子）を諮問。法制審議会は少年法部会の設置を決定。

16年10月以降 少年法部会において調査審議が行われている。  
（17年1月7日まで、計5回開催済み）

## 2. 諮問された要綱（骨子）のポイント

### 1. 触法少年及び<sup>くはん</sup>虞犯少年に係る事件の調査（要綱第一）

- (1) 警察官は、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）及び<sup>くはん</sup>虞犯少年（将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年）を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査することができるものとする
- (2) 警察官は、触法少年に係る事件の調査について必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定囑託をすることができるものとする
- (3) 都道府県知事又は児童相談所長は、少年法第22条の2第1項に掲げる刑罰法令（※）に触れる行為をした触法少年については、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないものとする  
（※）殺人、殺人未遂、傷害致死、現住建造物等放火、強盗、強姦等の重大犯罪

### 2. 14歳未満の少年の保護処分の見直し（要綱第二）

- (1) 初等少年院及び医療少年院の被収容者年齢の下限（現行14歳）を削除する
- (2) 家庭裁判所は、14歳未満の少年については、特に必要と認める場合に限り、少年院送致の保護処分をすることができるものとする

### 3. 保護観察における指導を一層効果的にするための措置等（要綱第三）

- (1) 家庭裁判所は、保護観察中の者が、保護観察所長が警告を発したにもかかわらずなお遵守事項を遵守せずその程度が重い場合であって、改善更生が期待できないと認めるときは、児童自立支援施設等送致又は少年院送致の決定をするものとする
- (2) 少年院又は保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護者に対し、指導、助言等の措置をとることができるものとする

## 少年非行法制の見直しについての社会保障審議会児童部会及び社会的養護のあり方に関する専門委員会における議論要旨

第21回社会保障審議会児童部会（平成16年9月30日開催）及び第9回社会保障審議会児童部会社会的養護のあり方に関する専門委員会（平成16年10月21日開催）において、少年非行法制の見直しについて議論が行われた。

議論の要旨は次のようなものであった。

○ 心身共に幼い14歳未満の児童は、被暗示性も高く、面接等は特に慎重に行う必要がある。今回の見直しにより、警察機関が14歳未満の児童を対象に調査を行うこととするのであれば、警察官による事情聴取の際には児童福祉司も立ち会うなど、個々の児童の成長・発達状況に十分留意し、児童に不適切な負担等をかけないように配慮する必要がある。

○ これまでも14歳未満の児童については、保護育成を大事にしてきたのであり、今のままの少年院の矯正教育では、低年齢の児童にふさわしいものにならない場合もあるのではないか。

今回の見直しにより少年院の入所年齢を引き下げることとするのであれば、例えば、家庭的な雰囲気の中で愛着関係を持てるようなプログラムメニューも必要であり、少年院の処遇体系においても、児童福祉法の趣旨や方針、教護の専門性などをかなり検討していただく必要がある。

また、少年院の入所年齢の引き下げにより、厳罰主義を中心に据えるようなことになってはならない。

- 同時に、児童福祉の分野も、これまで非行の問題に十分に対応してきたとは言えない。児童相談所の専門性や児童自立支援施設の処遇能力の向上にも、引き続き努める必要がある。また、児童福祉分野と少年司法分野の連携を強化していくことも重要である。
  
- なお、児童自立支援施設に入所している児童の約6割は虐待を受けた経験があるとの調査結果もあるように、子ども達の非行の前段階として虐待が存在する場合が少なくなく、少年非行は、実は子ども達の問題ではなく保護者の問題であると捉えることもできる。その意味で、今回の見直しにおいて、保護者に対する指導の充実が盛り込まれていることは評価されるべきであり、今後とも、よりよい保護者の指導のあり方を検討することが必要である。